

平成29年5月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成29年5月25日

| 決 | | | 裁 | |
|----|----|----|---|----|
| 会長 | 局長 | 係長 | 係 | 担当 |
| | | | | |

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成29年5月25日(木) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員 (23人)

| | | | | | |
|------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 会長 : | 1番 : | 花野 隆雄 | 会長代理 : | | |
| 委員 : | 3番 : | 榎本 太 | 委員 : | 4番 : | 西奈美 公平 |
| 委員 : | 5番 : | 水澤 正明 | 委員 : | 6番 : | 大沼 和雄 |
| 委員 : | 7番 : | 松村 智 | 委員 : | 8番 : | 増子 強 |
| 委員 : | 9番 : | 榎本 喜作 | 委員 : | 10番 : | 佐藤 陽子 |
| 委員 : | 11番 : | 白塚 幸二 | 委員 : | 12番 : | 川上 勝之 |
| 委員 : | 13番 : | 馬場 勝 | 委員 : | 14番 : | 森田 謙 |
| 委員 : | 15番 : | 緒形 文一 | 委員 : | 16番 : | 志村 政美 |
| 委員 : | 17番 : | 小熊 威 | 委員 : | 18番 : | 南波 雅子 |
| 委員 : | 19番 : | 小泉 六助 | 委員 : | 20番 : | 桐生 正男 |
| 委員 : | 21番 : | 忠 貞夫 | 委員 : | 22番 : | 佐藤 常男 |
| 委員 : | 23番 : | 羽田野 正明 | 委員 : | 24番 : | 田村 信秀 |

4 欠席委員 (1人) 2番 : 南波 快和

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 胎内市農業協同組合農地利用集積円滑化事業規定の一部改正について

第5号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第6号議案 平成29年度事業計画(案)並びに目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 榎本富夫、参事 : 南波明、主任 : 阿部正彦

7 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>ただ今から、平成 29 年 5 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 23 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11 番白塚幸二委員、12 番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、4 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>5 月 15 日、築地地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、白塚委員、川上委員、小泉委員に出席していただきました。</p> <p>同日、新潟県農業会議第 14 回常設審議委員会が J A 共済ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>5 月 18 日、5 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページでございます。</p> <p>第 1 号議案は、年金受給のための使用貸借の再設定が 1 件、譲渡人の希望による売買と贈与がそれぞれ 1 件の計 3 件であります。1 番の案件は、年金受給のための親子間における使用貸借の再設定であり、期間は 20 年間であります。2 番の案件は、山王地内の畑を総額〇〇〇〇円で売買するものであります。申請地につきましては、以前、譲受人が借り受けてたばこの乾燥庫を建て、宅地として課税されていたことが考慮され、売買価格が設定されたものであります。なお現在は、乾燥庫はなく、畑として利用されております。3 番の案件につきましては、須巻地内の田を親族に贈与するもので、譲渡人が高齢のため申請地を管理できないことから、実家の譲受人に相談し、贈与することとなったものであります。</p> <p>第 1 号議案につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 1 号議案の事前審査結果について、5 番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 5 番 | <p>それでは、第 1 号議案をご報告いたします。</p> <p>去る 5 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班委員 5 名及び事務局 2 名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、年金受給のための使用貸借の再設定が 1 件、譲渡人の希望による売買と贈与が 1 件ずつの計 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。本総会での皆さまのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案については、住宅敷地として利用するための転用が 1 件、宅地分譲するための転用が 1 件、集合住宅を建設するための転用が 1 件、住宅建設のための転用が 1 件、養殖水槽等を建設するための転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の計 6 件であります。1 番の案件につきましては、西条町地内の第 3 種農地を住宅敷地として利用するための転用で、売買価格は総額〇〇〇〇円とするものであります。県道を拡張するために測量を行ったところ、譲渡人の畑の一部が譲受人の宅地として利用されていたことが発覚したことから、所要の手続きを行うものであり、今後は再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。2 番の案件につきましては、新和町地内の第 3 種農地を宅地として分譲するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円とするものであります。3 番の案件につきましては、十二林地内の第 3 種農地に集合住宅を建設するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円とするものであります。建設の概要につきましては、アパート 3 棟と駐車場 33 台分です。4 番の案件につきましては、村松浜地内の第 3 種農地に個人住宅を建設するため</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>の転用であり、親子間で使用貸借による権利を設定するものであります。なお、申請地につきましては、農地転用に対する認識不足から事前着工されていたため、事業停止命令により工事を中断させております。また、今後は再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。5番の案件につきましては、富岡地内の第1種農地に養殖水槽等を建設するための転用であります。なお、申請地につきましては、以前から養鯉池として利用されており、昭和59年ごろにはコンクリート造の水槽が築造されたもようですが、この度、作業場を建設するために調査をしたところ転用の許可が必要であることが判明し、所要の手続きを行うものであり、今後は再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。6番の案件につきましては、築地地内の農用地区域内の畑において、山砂を採取するための一時転用で、所要面積は4,859㎡、採取期間は許可日から1年間とするものであります。なお、現在、申請者は隣地で山砂を採取中ですが、その一部を本事業の運搬路として利用するために、隣地の山砂採取が完了した後に本事業を開始することとしており、運搬車両の通行による周辺への影響をできるだけ少なくする配慮がなされております。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可条件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第2号議案の事前審査結果について、5番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 5番 | <p>それでは、第2号議案をご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、住宅敷地として利用するための転用が1件、宅地分譲するための転用が1件、集合住宅を建設するための転用が1件、住宅建設のための転用が1件、養殖水槽等を建設するための転用が1件、山砂採取のための一時転用が1件の計6件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりで、2番は現地を確認しましたが事前着工もありませんでしたし、6番は現地で業者から説明を受け、地元農家の車両を優先することや状況により飛砂防止策を行うことなどを確認しました。1番、4番、5番は事前着工されているため現地確認は行いませんでしたが、再発防止に努めるといふ始末書も添付されていることから、1番から6番のいずれも案件も特に問題はないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> |
| 19番 | <p>ひとつお願いします。3番の転用時期が6月1日となっておりますが、間に合いますか。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | スタートでしょうか。 |
| 19 番 | 他は許可の日となっていますが、一般的には、今日は 5 月 25 日ですよね。許可の日というのは、大体いつごろでしょうか。 |
| 事務局 | 今日決まれば。 |
| 19 番 | 今日で大丈夫なんですか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 19 番 | わかりました。一応確認のためです。 |
| 議長 | 他にございませんでしょう。 |
| | (質疑・なしの声) |
| 議長 | 質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案については、事前審査委員長報告のとおり、1 番から 5 番は県農業会議に諮問せず許可し、6 番は許可相当として県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することにご異議ございませんでしょうか。 |
| | (異議・なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、第 2 号議案の 1 番から 5 番については、県農業会議に諮問せず許可し、6 番については許可相当として県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 第 3 号議案は所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 事務局説明願います。 |
| 事務局 | 第 3 号議案の所有権移転をご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。 1 番の案件につきましては、笹口浜地内の畑の売買でありまして、譲渡人が高齢などの理由から規模縮小を望み、隣地の耕作者が譲り受けることとなったもので、売買価格は総額〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円であります。2 番の案件につきましては、村松浜地内の畑の売買でありまして、譲渡人は、申請地を相続したものの農業経験がないことなどから売買を希望し、隣地の耕作者が譲り受けることとなったものであり、売買価格は総額〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円あります。3 番から 6 番 |

の案件は、築地地内の畑の売買で、同一人が譲受人となるものであります。売買の理由につきましては、譲渡人が高齢となったことなどから規模縮小を望み、近隣で多くの農地を耕作している譲受人が買い受けるものであります。売買価格は、総額で、3番が〇〇〇〇円、4番が〇〇〇〇円、5番が〇〇〇〇円、6番が〇〇〇〇円、10a当たりは3番が〇〇〇〇円、4番から6番が〇〇〇〇円であります。なお、3番は法面で耕作できない部分を考慮した価格設定となっております。7番は、東牧地内の田と畑の売買で、諸事情から譲渡人が早期の売買を希望し、現在の耕作者が譲り受けることとなったものであります。

以上、いずれの案件も、農用地を効率的に利用して耕作すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 第3号議案の所有権移転の1番のあっせん審査結果について、3番榎本太あっせん審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。

3番 第3号議案所有権移転の1番についてご報告いたします。去る4月18日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、高齢などの理由から規模縮小を考えており申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業者ではありませんが、市内でも有数の大規模農家であり耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 続きまして、第3号議案の所有権移転の2番から6番のあっせん審査結果について、11番白塚幸二あっせん審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。

11番 第3号議案所有権移転の2番から6番についてご報告いたします。去る4月18日に2番の案件を、5月15日に3番から6番の案件を農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。2番から6番のいずれの売り手につきましても、後継者もなく高齢などの理由から規模縮小を考えており申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業者ではありませんが、市内でも有数の大規模農家であり耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましては、3番の案件だけ他と比べてやや低い設定となっておりますが、農地の4分の1が法面となっていることから、耕作できる面積で算定いたしますと他と同じくらいの価格となります。つきましては、2番から6番のいずれの案件も売り手買い手それぞれ合意の価格ということでありましたので、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

| | |
|-----|--|
| | <p>いたします。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、第3号議案の所有権移転の7番のあっせん審査結果について、21番忠貞夫あっせん審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。</p> |
| 21番 | <p>第3号議案所有権移転の7番についてご報告いたします。去る4月21日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、負債整理のため一刻も早く申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、5番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 5番 | <p>第3号議案の所有権移転につきまして、ご報告いたします。</p> <p>1番から6番の案件につきましては、いずれも、市内有数の大規模農家が買い手でありますし、7番の案件も申請地の隣地を買い手が耕作していることから、効率的に作業ができ、安定した経営につながるものと期待できる上、あっせん審査会が開催されていますので、1番から7番のいずれの案件も問題はなく、事前審査会では承認相当であると判断しましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。よって、第3号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定を議題といたします。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>事務局説明願います。</p> <p>第3号議案の利用権設定をご説明いたします。 議案書5ページをお願いします。</p> <p>1番から5番までの案件は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが3件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を再設定するものが1件であります。</p> <p>1番から3番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は5,000円から21,000円とするものであります。4番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は21,000円とするものであります。5番は、労力不足を理由に認定農業者に1年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円とするものであります。</p> <p>以上、第3号議案の利用権設定の1番から5番のいずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>第3号議案の利用権設定の事前審査結果について、5番水澤正明事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| <p>5番</p> | <p>第3号議案の利用権設定についてご報告いたします。</p> <p>1番から5番までの案件は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが3件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を再設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断しましたので、本総会でのご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今、第3号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第3号議案の利用権設定については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第3号議案の利用権設定については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農業協同組合農地利用集積円滑化事業規定の一部改正に</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>ついて」を議題とします。 事務局説明願います。</p> <p>第4号議案をご説明いたします。 議案書6ページをお願いします。</p> <p>第4号議案につきましては、胎内市農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規定の一部改正であります。農業経営基盤強化法に、事業規定を変更しようとするときは市町村の承認を受けなければならないが、市町村はその承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない旨が規定されており、この度、胎内市長から農業委員会の決定を求める依頼があったことから、皆様にお諮りするものであります。</p> <p>それでは、10ページをお願いします。改正内容につきましては、法律の改正に伴う名称等の変更であって、表の右欄にあるアンダーラインの付された名称等が、左欄のアンダーラインの付された名称等になるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第4号議案については、承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第4号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題とします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>11ページをお願いします。第5号議案につきましては、農地利用の最適化などを推進するにあたり、当農業委員会が平成28年度の目標として設定した数値等に対して、どのような結果になったのか、また、それをどう評価するのかを定めるものであります。右側のⅡ担い手への農地の利用集積・集約化につきまして、本来は、1 現状及び課題の表にある「これまでの集積面積」に、その下の「うち、新規実績」を足すと、その左の「集積実績」になるはずですが、昨年3月と本年3月の集積実績のもととなるものが違うため、そのようにはなっていません。正しい数値は、本年3月時点での集積実績3,090haでありまして、1年間の集積面積は、目標140haに対して実績が</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>138ha ですので、概ね達成できたものと思います。</p> <p>12 ページをお願いします。右側のⅣ遊休農地に関する措置に関する評価につきまして、2 平成 28 年度の目標及び実績の「解消実績」10.4ha は、皆さまに個別訪問等をしていただいた結果であり、目標を大きく上回ることができました。ありがとうございました。</p> <p>なお、評価等に対する意見募集の義務はなくなりましたが、本日の総会で承認をいただきましたら、1 月程度、市のホームページで意見募集を行いたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 5 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第 5 号議案については、承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案は、承認することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。</p> <p>次に、第 6 号議案「平成 29 年度事業計画 (案)並びに目標及びその達成に向けた活動計画 (案)について」を議題とします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 6 号議案をご説明いたします。</p> <p>15 ページをお願いします。</p> <p>第 6 号議案につきましては、本年度における当委員会の事業計画と活動計画を定めるものであります。</p> <p>はじめに、事業計画につきましては、これまでの事業を概ね継承するものでありますが、担い手への農地の集積を進めるため、人・農地プランを推進することと、新体制移行に向けた準備等を適切に進めることなどを追加しております。</p> <p>16 ページをお願いします。次は、目標と活動計画であります。右側のⅡ担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、最終目標である平成 35 年度における集積率 90%を目指したものであります。Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年度の実績が、目標の 8 経営体に対して 1 経営体であったことを踏まえて、1 経営体といたしました。17 ページをお願いします。Ⅳ遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の解消面積の目標を 2ha としましたので、昨年度と同様に遊休農地の所有者に対する指導などをお願いします。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>なお、16 ページと 17 ページの活動計画案につきましても、さきほどの点検・評価と同様に、総会で承認をいただきましたら、市のホームページで意見募集を行いたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 ただ今、第 6 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>議長 ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p> これより採決をいたします。第 6 号議案については、承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p> <p>議長 異議なしと認めます。</p> <p> よって、第 6 号議案は、承認することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。</p> <p> 以上で、日程第 3 の第 1 号議案から第 6 号議案までの審議を終了いたしました。</p> <p> これで、本日の全ての日程を終了致しました。</p> <p> これを持ちまして、平成 29 年 5 月の胎内市農業委員会総会を閉会といたします。</p> |
|--|--|

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成29年5月25日

議 長 _____

11 番 _____

12 番 _____